

いるま環境再生の会 会則

(名称)

第1条 この会は、いるま環境再生の会といたします。

(目的)

第2条 この会は、自然環境の復元を目指し、会員相互が協力し合い地域の環境再生を具体的に進めながら身近な自然や環境を大切にすることを育み、環境にやさしいまちを築いていくことを目的とします

(事業)

第3条 この会は、この会の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 環境情報の提供や環境学習
- (2) 環境活動の推進
- (3) 会員交流や情報交換
- (4) その他、必要な事業

(会員)

第4条 この会の会員は、この会の目的に賛同して入会した市民、事業者、団体等で構成します。

(入会)

第5条 この会に入会しようとするときは、入会申込書を会長に提出します。

(退会)

第6条 この会を退会しようとするときは、退会届を会長に提出します。

(会費)

第7条 この会の会費は別途定めます。

(役員)

第8条 この会に次の役員を置きます。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 会計 1人
- (4) 運営委員 若干人
- (5) 監事 2人以内

2 会長は、この会を代表し、会をとりまとめます。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を代理します。

4 運営委員及び監事は、会長が指名します。

5 役員任期は2年としますが、再任することができます。

(会議)

第9条 この会を円滑に運営するため、総会と運営委員会を開催します。

2 総会は、会長、副会長の選任や活動内容など、重要なことがらを定めるために、年1回以上開催します。

3 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員で構成し、この会の運営に関することがらを定めるために、必要に応じて開催します。

4 総会及び運営委員会は、会長が招集し、会議の議長となります。

(部会)

第10条 会員の自主的な活動やネットワークづくりを進めるため、部会を置くことができます。

(事務所)

第11条 この会の事務所は入間市内に置きます。

(経費)

第12条 この会の運営経費は、会費及び協賛金、補助金、賛助金などで賄います。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(委任)

第14条 この会則に定めていないことがらは、別に定めます。

附 則 この会則は、平成28年2月13日から施行します。